地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が8%となり、令和元年10月1日からは10%に引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度桜川市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 528,437 千円

（歳出） 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 5,486,987 千円

（単位：千円）

項目	予算科目			令和4年度決算額	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	34,550	428		1,360	5,490	27,272
			老人福祉費	29,516	731		6,030	3,813	18,942
			障害者福祉費	1,099,363	792,194			51,471	255,698
			老人医療費	636,198	93,122		2,920	90,512	449,644
			医療福祉費	245,379	96,042		64	25,013	124,260
			人権啓発対策費	5,589	750			811	4,028
			福祉施設管理費	22,892				3,836	19,056
			老人福祉施設管理費	1,640			669	163	808
		児童福祉費	児童福祉総務費	201,511	43,837			26,421	131,253
			児童措置費	1,201,970	912,798			48,456	240,716
			児童福祉施設費	156				26	130
			放課後児童対策費	51,897	16,467		26,864	1,435	7,131
			こども園費	24,735			19,503	877	4,355
小計①				3,555,396	1,956,369	0	57,410	258,324	1,283,293
社会保険	民生費	社会福祉費	国民健康保険事業費	338,938	182,479			26,217	130,242
			介護保険事業費	694,571	40,322			109,630	544,619
小計②				1,033,509	222,801	0	0	135,847	674,861
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	506,477	20,292		139	81,445	404,601
			予防費	129,881	3,158			21,235	105,488
			環境衛生費	256,761	71,797		730	30,871	153,363
			公害対策費	4,963	610		86	715	3,552
小計③				898,082	95,857	0	955	134,266	667,004
合計①＋②＋③				5,486,987	2,275,027	0	58,365	528,437	2,625,158